



# 埼玉県報

第264号  
令和3年(2021年)  
11月26日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- ペーパーレス化推進に係る液晶ディスプレイに関する入札公告（入札課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 元荒川上流土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画公園の事業認可（公園スタジアム課）
- さいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道鴻巣羽生線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量  
埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気 予定使用電力量31,005,969キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年10月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九電みらいエナジー株式会社 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号KMGビル
- 5 落札金額  
581,428,762円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年8月13日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ペーパーレス化推進に係る液晶ディスプレイ 3,460台

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月24日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月21日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月24日（月）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年1月24日（月）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年1月11日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年12月6日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

3,460 LCD Display Monitors for Conversion to a Paperless System

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, January 24, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, January 21, 2022

In Person: 10:00 am, Monday, January 24, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百九十号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

令和三年三月一日

### ニ 届出年月日

令和三年十一月十七日

二 縦覧期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 棚澤 吉弘 埼玉県行田市大字下池守六百七十三番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十三号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

久喜市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

久喜市全域（八十二・四一平方キロメートル）

### 四 作業期間

令和三年十一月二十四日から令和四年三月十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十四号

測量計画機関である埼玉県越谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県越谷県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

吉川市八子新田地内

### 四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十五号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

川口市全域

### 四 作業期間

令和三年九月十五日から令和四年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）

### 三 作業地域

さいたま市川通地区

### 四 作業期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月二十五日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画公園

五・五・十一号 さいたまセントラルパーク

### 三 事業施行期間

令和三年十一月二十六日から令和十一年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目地内

#### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十八号

さいたま市からさいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市鴻巣字沼田一二八六番一地先か ら同市安養寺字西裏二五〇番三地主	区 間
一三・一五〽三一・九五	一三・一五〽二二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
八〇・四〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

鴻巣羽生線	路線名
鴻巣市鴻巣字沼田一二八六番一地先から同市安養寺字西裏二五〇番三地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月二十六日	供用開始の期日
令和三年十一月二十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八〇・四〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五一 六番一地先から吉川市大字吉川 字屋敷付一五一六番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十四年十二月二十八 日付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三十四号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長二 一・一一メートル</p>

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和三年十二月一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について